

一般社団法人日本モルック協会ユニフォーム規程

(目的及び定義)

- 第1条 本規程は、一般社団法人日本モルック協会（以下「本協会」という。）の代表チームのユニフォームに関する事項について定める。
- 2 公式ユニフォームの種類は、本協会が指定したウェアとする。
 - 3 公式ユニフォームは、当該者に原則として無償で貸与する。

(着用の義務・範囲)

- 第2条 公式ユニフォームを貸与された者（以下「被貸与者」という。）は、本規程を遵守し本協会の競技者としての自覚と誇りをもって公式ユニフォームをみだれなく、正しく着用しなければならない。
- 2 被貸与者は、本協会が指定する、国際モルック連盟（IMO）又は本協会が、主催又は公認する競技会（以下「対象競技会」という。）、並びに本協会が指定する催事等で着用・使用しなければならない。
 - 3 被貸与者は、前項以外にユニフォームを着用・使用する場合は、本協会の許可を得なければならない。

(貸与期間)

- 第3条 公式ユニフォームの貸与期間は、原則1年とし、その後は自動更新とする。

(保管)

- 第4条 公式ユニフォームは、常に清潔に保つよう心掛けなければならない。第三者に譲渡又は貸与をしてはならない。ただし、本協会の事前の許可を得た場合は、この限りではない。

(返還)

- 第5条 被貸与者は、第3条の貸与期間内であっても、本協会からの請求があった場合には、公式ユニフォームを直ちに返還しなければならない。

(禁止行為)

- 第6条 被貸与者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 本協会が指定又は許諾する以外のもの（加盟団体、所属団体並びに公式用品取扱企業の商標等も含む、ワッペン、マーク、文字、ロゴ等）を公式ユニフォームおよび公式ユニフォームの下に着用するアンダーウェア、パンツ、タイツ等の衣類に付け、又は表示してはならない。

- (2) 公式ユニフォームの着用期間中か否かを問わず、公式ユニフォームを第三者に販売してはならない。
- (3) 本協会の名誉や品位を傷つけるおそれのある方法で公式ユニフォームを使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(届出の義務)

第7条 被貸与者は、公式ユニフォームを紛失又は毀損したときは、速やかに本協会に届け出なければならない。

(その他)

第8条 本協会が選手以外の理事・スタッフ等に公式ユニフォームを貸与する場合、この基準を準用する。

(改正)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

第10条 この規程は、2024年5月1日から施行するものとする。

2 この規程は、2026年4月1日をもって改訂され、同日から施行する。

<主な改訂箇所>

- (1) 第6条：ユニフォームの下に着用する衣類に関する記載の追加